

事務所及び支部所在地

本部所在地

〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地
(代)TEL (024)535-0371 (代)FAX (024)535-1200

■交通機関

- 福島交通バス 1.福島駅西口バス乗り場より高湯温泉行及び上姥堂行に乗車 テレビユー福島前下車(乗車時間約5分)
2.福島駅西口バス乗り場より由添団地行に乗り 野田中央公園前下車(乗車時間約10分)
- タクシー 福島駅西口より(乗車時間約4分)



支部所在地

- 【県北支部】〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地
- 【県中部】〒963-8851 郡山市開成二丁目36-20 2F
- 【県南部】〒961-0075 白河市会津町93 県南会津ビル2F
- 【会津支部】〒969-6495 大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740 会津美里町役場新鶴庁舎3F
- 【南会津支部】〒967-0004 南会津郡南会津町田島字原甲3586-1 あたご館 2F
- 【相双支部】〒960-8502 福島市南中央三丁目36番地
- 【いわき支部】〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館2F

- TEL (024)535-0410 FAX (024)535-0410
- TEL (024)934-5795 FAX (024)954-5822
- TEL (0248)21-7730 FAX (0248)21-7737
- TEL (0242)93-5311 FAX (0242)93-5311
- TEL (0241)62-9244 FAX (0241)62-9244
- TEL (024)535-0410 FAX (024)535-0410
- TEL (0246)22-3110 FAX (0246)22-3110

農業農村整備事業発注者支援機関に認定

本会は「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第15条第1項に定める発注関係事務を公正・適切に支援できる機関として、「東北農政局管内農業農村整備事業に係る公共事業の品質確保に関する協議会」から、「農業農村整備事業発注者支援機関」に認定されました。

○支援業務内容

業務区分	業務内容
設計・積算補助	・設計図書(仕様書、図面等)の作成 ・積算書の作成(積算、積算参考資料)
技術審査補助	・入札、契約方法の選定 ・必要書類の作成 ・技術資料の審査業務
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工段階確認、施工状況・体制の評価
検査補助	・中間技術・既済部分、完成時の検査 ・施工者、担当技術者の評価

今後この制度に基づき農業農村整備事業に係る発注者支援を積極的に行っていきますので、ぜひご活用いただきますようお願いいたします。



諸問題解決のための相談窓口

本会では、土地改良区等で抱えている諸問題の解決を図るために、弁護士と契約を結び、法律相談等に対応しています。
詳しくは、相談窓口(総務企画課)にお問い合わせ下さい。



福島県土地改良事業団体連合会

URL <https://www.midorinet-fukushima.jp> E-mail:info@midorinet-fukushima.jp

水土里ネットとは、「水」・農業用水、地域用水など。「土」・土地、農地、土壌など。「里」・農村空間。農家や地域住民が一体となった生活空間など。

『水・土・里』…豊かな自然環境、美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気など清廉なイメージを表現しています。

『水土里ネット』…以下のような意味合いを包含しており、将来に向けた土地改良区の役割と姿を表現しています。

●地球10周分の水路ネットワーク

土地改良区は、全国の40万kmに及ぶ水路等のネットワークによって農村の健全な水循環を形成し、農地を潤すことにより安全で安心な「食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、これが国民共有の財産である美しい農村の基礎ともなっているとの役割を地域及び国民にアピール。

●農家、地域住民等のネットワーク

人、物、情報のつながりにより、農家のみならず、地域住民や都市住民と連携(ネットワーク)して、「水」「土」「里」を創造し、都市と農村の共生対流を促進。

●資源循環のネットワーク

農村で発生する有機性資源(集落排水汚泥等)の農地への還元など、廃棄物のリサイクルによる資源循環を通じ、循環型社会の構築に取り組む。



水土里ネット福島の概要

2022

福島県土地改良事業団体連合会



ごあいさつ



みどり
水土里ネット福島
(福島県土地改良事業団体連合会)
会長 車田 次夫

皆様方には、本県農業の早期再生と振興・発展にご尽力をいただいておりまることに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

本会といたしましても、原子力災害からの復興加速化はもとより、農業の競争力を強化する農地の大区画化や暗渠排水による汎用化、農業水利施設等の長寿命化や防災・減災対策など、農業生産基盤を整備するために必要な土地改良事業の実施を重点的に支援して参ります。

また、ため池等の放射性物質対策に関する技術支援や農業水利施設の維持管理費の軽減に資するための再生可能エネルギー事業の導入支援など、各種の技術支援に積極的に取り組みながら、農業農村整備事業の推進に努めて参ります。

今後とも、会員皆様のニーズに的確に対応できるよう役職員一丸となり業務遂行に努めて参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沿革

戦前・戦後の食糧増産の国策に沿い、耕地整理、土地改良事業の啓発、推進を図るため、昭和3年2月27日に本会の前身である「福島県耕地協会」が設立されました。

以後、戦後の昭和24年6月6日に土地改良法が制定されたのに即応し、「福島県土地改良協会」に名称を改称しました。

更に昭和32年4月10日に同法の改正後、昭和33年6月19日に現在の法人「福島県土地改良事業団体連合会」として設立認可され今日に至っております。

昭和33年6月19日 設立認可(農林省指令33農地第2345号)

昭和33年7月11日 登記

目的

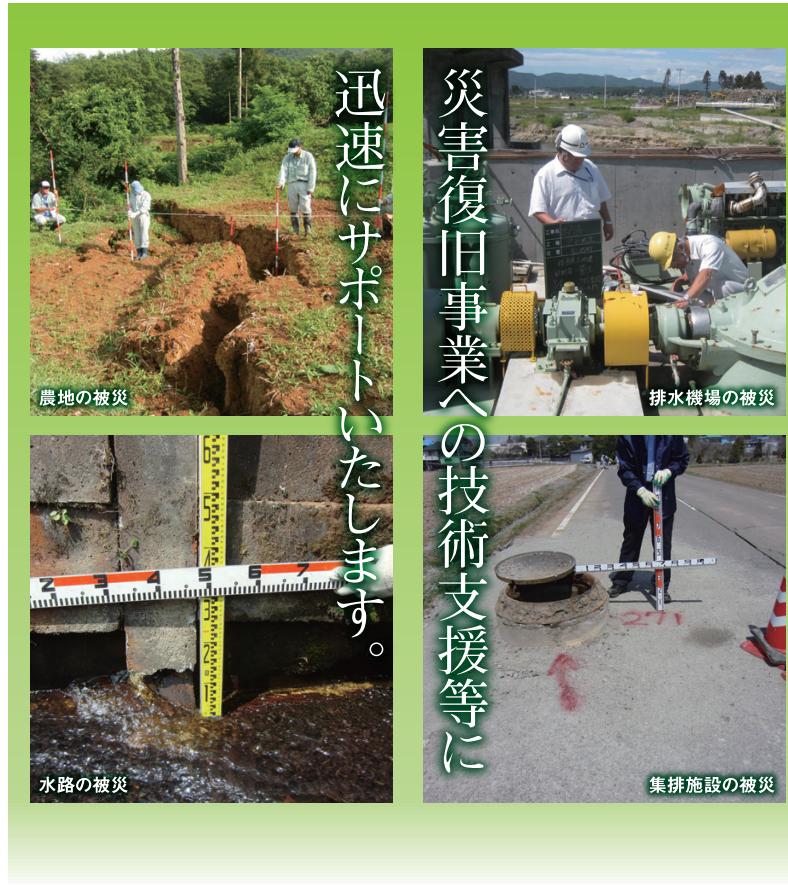
「この会は、土地改良事業を行う者(国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行なう同法第3条に規定する資格を有する者を除く)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする」と定めています。(定款第1条、土地改良法第111条の2)

性格

本会は、特別法である土地改良法に基づき設立された団体で、「連合会は、法人とする」(土地改良法第111条の3)と規定されています。

その法律的性格は、目的、事業内容、設立手続き等にみられるように公益的色彩を強く有する団体であり、土地改良法に定めるところにより設立が認められた法人(社団法人)です。

また、「営利を目的しないこと」(土地改良法第111条の4)と定めた非常利法人で、税法上(法人税法、所得税法、印紙税法)は公益法人等と規定されています。



迅速にサポートいたします。

会員

会員の資格

「この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。」と定款第8条に定められています。

会員数

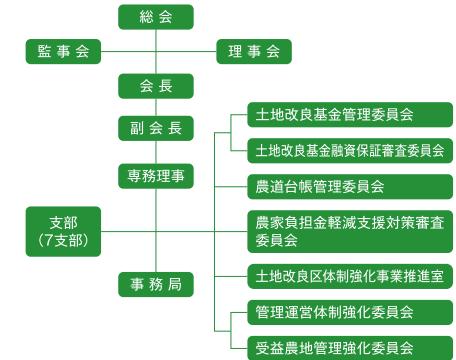
市町村(59団体)、土地改良区(84団体)、農業協同組合(3団体)の計146団体で構成されております。

支部別会員状況 (令和4年5月1日現在)

支部名	市町村	土地改良区	農業協同組合	計
県北	8	11	0	19
県中	12	16	2	30
県南	9	14	1	24
会津	13	21	0	34
南会津	4	4	0	8
相双	12	11	0	23
いわき	1	7	0	8
合計	59	84	3	146



組織機構



役員数及び役員名簿

(令和4年5月1日現在)

本会は役員として、理事14人以上18人以内、監事2人以上3人以内を置くことを定款24条に定めております。

役職名	氏名	所属名
会長	車田 次夫	母畠地区土地改良区理事長
副会長	遠藤 雄幸	川内村長
副会長	齋藤 善平	阿賀川土地改良区理事長
専務理事	菊地 和明	学識経験者
理事	佐藤 源市	東和町土地改良区理事長
理事	佐藤 秀雄	伊達西根堰土地改良区理事長
理事	滝澤 福吉	東根堰土地改良区理事長
理事	馬場 猪吉	郡山市東部土地改良区理事長
理事	國分 周司	安積疏水土地改良区理事長
理事	閑谷 亮一	白河市土地改良区理事長
理事	鈴木 正男	棚倉町土地改良区理事長
理事	渡部 長昭	猪苗代町土地改良区理事長
理事	中島 武三	会津若松市湊土地改良区理事長
理事	佐藤 雄一	会津北部土地改良区理事長
理事	境 勝明	南相馬土地改良区理事長
総括監事	小坂 熟	須賀川市土地改良区理事長
監事	鈴木 源江	駒形土地改良区理事長
監事	杉岡 誠	飯館村長

歴代会長

水野谷友次郎	昭和33年3月～昭和46年6月
笠原 太吉	昭和46年7月～昭和62年3月
伊東 正義	昭和62年4月～平成6年5月
佐藤 栄佐久	平成7年4月～平成18年10月
飯野 陽一郎	平成19年4月～平成21年1月
檍田 英一	平成21年1月～平成22年11月
若松 昭雄	平成23年4月～平成24年5月
車田 次夫	平成24年7月～現在に至る



地域に活力。

土地改良事業団体連合会は、全国の都道府県に設立されており、会員や国、県が行う農業農村整備事業（土地改良事業）への技術的な支援や協力業務等を通じて、国民の命の糧である食料の確保や国民の財産である農業・農村を守り育むとともに、住みやすい地域づくりの推進に努めています。

農業農村整備事業とは？

水は命の源であり、土は豊かな恵みを与えてくれます。

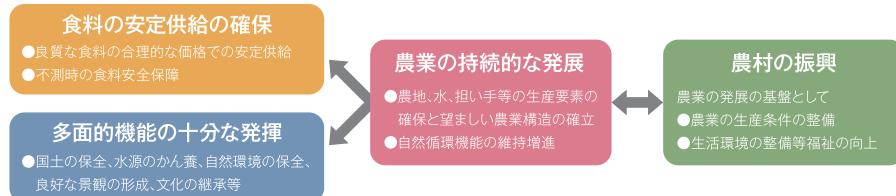
農業農村整備は、この水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田で必要な農業用水を確保するためのダムや堰の建設、當農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを行っております。

農政の重要な柱としての農業農村整備

農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」「農村の振興」「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策です。

食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業技術水準の向上が不可欠で、そのためには農業生産基盤の整備が重要です。

食料・農業・農村基本法



土地改良長期計画

(令和3年度～7年度)

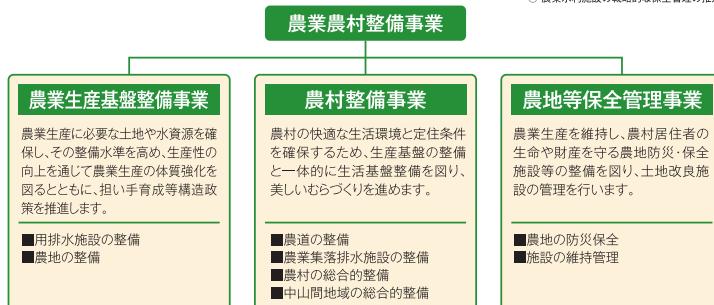
5年間に実施する土地改良事業は、「持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現」に向けて、3つの政策課題に取り組むこととしております。



- | 政策課題1
生産基盤の強化による農業の成長産業化 | 政策課題2
多様な人が住み続けられる農村の振興 | 政策課題3
農業・農村の強靭化 |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手の生産コスト削減 ○ スマート農業実装の加速化 ○ 高収量作物への転換による産地収益力強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域共同活動による農地・農業用水等の健全管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災重点農業用ため池に係る防災対策の集中的かつ計画的な推進 ○ 流域治水の推進 ○ 農業水利施設の戦略的な保全管理の推進 |

事業の体系

農業農村整備事業は、国民の食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と、都市にも開かれた水・土・里（みどり）豊かな生き活きとした暮らしを創出するため、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備、及び農地や施設等の保全管理を行います。



事務局機構及び事務分掌



業務登録

- | | |
|--|---|
| ●建設コンサルタント登録(R2.12.3更新、建02第7079号、農業土木部門) | ●浄化槽保守点検業者登録(H30.5.14付更新、福島県知事登録第1353号) |
| ●測量業者登録(R2.9.7更新、登録第(3)-032811号) | (H30.5.14付登録、福島市長登録第26号) |
| ●農業農村整備事業発注者支援機関認定(R3.3.31付認定、第2107号) | |

資格取得者状況

（令和4年5月1日現在）

NO	資格名称	資格人員	NO	資格名称	資格人員	NO	資格名称	資格人員
測量業者部門	換地部門	各部門関連資格						
1 测量士	20	9 土地改良換地士	7	18 農業土木技術管理士	4			
2 测量士補	24	10 土地改良補償業務管理者	4	19 土地改良専門技術者	10			
3 GIS1級	1	20 1級土木施工管理技士	5					
建設コンサルタント部門	上級農業集落排水計画設計士	3	21 2級土木施工管理技士	1				
4 技術士（農業部門）	5	12 農業集落排水計画設計士	1	22 2級管工事施工管理技士	1			
5 技術士補（農業部門）	22	13 浄化槽技術管理者	10	23 第3種電気主任技術者	1			
6 技術士補（環境部門）	1	14 浄化槽管理士	10	24 浄化槽設備士	2			
7 RCCM（農業土木）	3	25 会計指導員	9					
8 RCCM(下水道)	1	15 農業水利施設機能総合診断士	1					
		16 農業水利施設修理工事品質管理士	1					
		17 農業農村地理情報システム技士	4					

私たちは、水土里を未来につなぐ農業農村整備に取り組んでいます。

水土里ネット福島は、会員並びに地域社会の要請に応じた、新たな業務及び支援に向けて各種の取り組みを展開しながら、活力ある農業・農村づくりのお手伝いをしております。

事業概要

本県農業・農村の更なる発展のため、国・県の施策に対応し、関係機関と緊密な連携のもとに、会員の共同の利益を増進することを目的として次の事業を行っております。

1. 土地改良事業に関する技術的な指導及び援助

農業農村整備事業の円滑な実施を図るため、各般にわたり技術援助を行います。

- (1) 土地改良事業に関する測量調査設計、実施設計及び施工監理
- (2) 確定測量、換地計画及び登記申請書作成

2. 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

会員及び一般住民に対し、農業農村整備事業の役割と重要性などを広くPRする活動を効果的に行います。

- (1) 土地改良功労者及び優良団体の表彰
- (2) 機関誌「うつくしまくすしま土地改良だより」の発行
- (3) ホームページによる各種研修会等案内及び情報の提供
- (4) ラジオ放送、講習会及び参考資料等の刊行配布
- (5) 関係機関との情報交換及び協議会の開催

3. 土地改良区体制強化事業

(1) 施設・財務管理強化対策

土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るために、土地改良施設の診断・管理指導を行うとともに、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化に関する指導等を行います。

(2) 受益農地管理強化対策

換地事務に関する指導並びに土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るための助言・指導を行うとともに、農地中間管理機構等と連携した農用地の利用集積の推進を図るために農地利用集積に関する指導を行います。

4. 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設の機能保持、耐用年数の確保による施設の延命化を図るため、その啓発活動と事業事務手続き及び事業実施等における指導・助言を行います。

5. 農道台帳管理事業

農道の整備及び管理を円滑に推進するため、本会は農道の実情の把握に努めるとともに、農道台帳の副本管理の業務を行います。

6. 土地連単独事業

- (1) 21世紀土地改良区創造運動
農業・農村における水土里ネット(土地改良区)の機能や役割を改めて見つめ直し、国民が期待する新たな役割に対する土地改良区の取り組みを地域住民と一緒に考えていく本運動の支援を行います。
- (2) 発注者支援体制整備の推進
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第15条第1項に基づき、農業農村整備事業における発注関係事務の支援を行います。
- (3) 再生可能エネルギー基金事業
地域資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、土地改良施設の維持管理費削減への支援を行っております。

7. 土地改良事業に関する金融の改善

- 補助金、(株)日本政策金融公庫資金の継ぎ資金及び賦課金継ぎ資金の斡旋を行います。

8. 農家負担金軽減支援対策事業

農業農村整備事業の実施に伴う農家負担の軽減と計画償還の一層の推進を図るため、次の事業を行います。

- (1) 土地改良負担金償還平準化事業
- (2) 担い手育成支援事業
- (3) 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
- (4) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

9. 水土里情報システム事業

農地図・耕区図・デジタルオルソ・農業用排水施設等の農地情報図を水土里クラウドにより広く関係団体へ提供し、農業農村の振興発展に取り組んでおります。(下図参照)

10. 土地改良事業に関する調査及び研究

会員団体の役職員の農業農村整備事業に係る知識の涵養、資質の向上を図るための研修会、並びに農業農村整備事業等の円滑な推進を図るための調査研究を行います。

- (1) 土地改良事業業務研修会の開催(各支部毎)
- (2) 土地改良事業についての調査研究
- (3) 参考資料の調査検討

11. 国または県の行う土地改良事業に対する協力

国または県が行う土地改良事業における計画樹立、調査設計、設計施工監理業務などを通じて、農業農村整備事業の効率的・効果的な実施に向けて、各般にわたり技術協力を行います。

12. その他目的を達成するため必要な事業

食料の安定供給や国土・環境の保全など重要な役割を發揮する本県の農業・農村の振興を図るため、会員のニーズを踏まえて、関係機関・団体及び全国水土里ネット等と連携を図りながら実効性のある施策の実現を国等に求めています。

- (1) 土地改良事業関係諸制度及び諸法令等の改善
- (2) 土地改良事業実施に必要な予算の確保
- (3) 土地改良事業推進に関する陳情及び請願
- (4) 関係官庁及び友誼団体との連絡協調
- (5) 全国土地改良事業団体連合会の指示及び依頼に係る業務
- (6) 農業用排水施設の賠償責任保険の事業の計画
- (7) 水土里ネットが維持管理する施設で発生する事故及び傷害に對処するため保険加入業務を行います。
- (8) 多面的機能支払交付金事業の支援

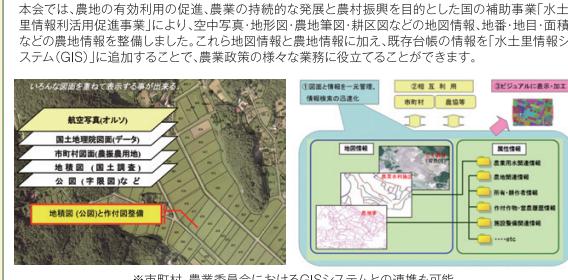
新たな業務の展開に向けて

本会では、新たな事業展開として下記業務を積極的に推進していきます。

- 農業基盤整備促進事業への支援
- 耕作放棄地対策への支援業務
- 再生可能エネルギーへの支援
- ため池等放射性物質対策に関する支援

水土里情報システムの利活用により農業政策を支援します

水土里情報システム



※市町村、農業委員会におけるGISシステムとの連携も可能

更新・改修計画の策定

具体的な案件

- ・地域の整備計画の策定(各種計画策定に利活用可能)
- ・計画調査事業
- ・更新・整備事業(新規)
- ・農業農村整備事業(全般)
- ・多面的機能支払交付金
- ・農業水利施設ストックマネジメント事業

「その他事業」

- ・農業農村整備事業におけるソフト事業
- ・農業振興整備計画

事業地区内の受益地の確認に活用
・農業計画策定及び確認

「更新・整備事業(新規)」

- ・農業農村整備事業における
・多面的機能支払交付金
- ・農業水利施設ストックマネジメント事業

・経営所得安定対策
・耕作放棄地対策
・人・農地プラン
・鳥獣対策等…

△ 利活用により大きな効果発現

水土里情報システムと放射線測定器との連携

放射線測定結果をリアルタイムで地図上に表示できる装置を日本原子力研究開発機構の指導のもと製作しました。



測定器を持ち歩くだけで測定位置と放射線量の値が画面に表示されます

水土里情報システムとため池の簡易氾濫解析システムとの連携



ため池の簡易氾濫解析システムと結合することにより、容易にハザードマップを作成することができます

農地中間管理事業が創設されました。ほ場整備や換地、水土里情報(地図情報)の整備を行ってきた水土里ネット福島は、新たな農業政策の推進に努めて参ります。